

2-4. 那覇市名誉市民条例

1963 年 12 月 30 日
条 例 第 31 号

改正 昭和 54 年 10 月 18 日 条例第 36 号
平成 17 年 4 月 26 日 条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、社会の進歩及び文化の興隆に功績があつた者に対し、その功績をたたえ、もつて市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第 2 条 公共の福祉を増進し、若しくは学術、技芸の進展に寄与し、もつて市民の生活及び文化に貢献し、その功績が卓絶で市民の尊敬を受けている者又は本市に引き続き 10 年以上居住している者若しくは引き続き 20 年以上居住したことがある者で、広く社会文化に貢献し、若しくは本市の発展、市民生活の向上に尽すいし、その功績が卓絶で市民が郷土の誇りとして尊敬するものに対しては、この条例の定めるところにより、那覇市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈ることができる。

- 2 前項に規定する条件に該当する者が死亡したときは、同項の称号を追贈することができる。
- 3 前条の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、第 1 項に定める期間を短縮することができる。

(選定)

第 3 条 名誉市民は、市長がこれを推薦し、議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第 4 条 名誉市民の氏名、事績等は、那覇市公報で公示し、顕彰する。

(顕彰状及び名誉市民章)

第 5 条 名誉市民に対しては、顕彰状及び那覇市名誉市民章を贈呈する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項の規定により追贈するときは、顕彰状及び那覇市名誉市民章は、その遺族に贈呈する。

(待遇)

第 6 条 名誉市民に対しては、次の待遇をすることができる。

- (1) 市の行う式典に招待すること。
- (2) 死亡の際には相当の礼をもつて弔慰すること。
- (3) その他市長が必要と認める待遇をすること。

(称号の取消し)

第 7 条 名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認められるときは、市長は、議会の同意を得て、名誉市民の称号を取り消すことができる。

2 前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、その取消しの日から第 6 条の規定によつて与えられた待遇を失うものとする。

(国際親善名誉市民)

第 8 条 親善その他の目的で、本市の賓客として来訪した外国人又は本市に特に関係の深い外国人には、第 2 条の規定にかかわらず那覇市国際親善名誉市民(以下「国際親善名誉市民」という。)の称号を贈ることができる。

2 第 3 条、第 4 条、第 6 条及び前条の規定は、国際親善名誉市民について準用する。

3 国際親善名誉市民に対しては、記念品を贈呈する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、すでに名誉市民として顕彰された者は、この条例によつて顕彰された者とみなす。

付 則(昭和 54 年 10 月 18 日条例第 36 号)～

付 則(平成 17 年 4 月 26 日条例第 25 号) [略]